

島見緑地ドッグラン（通常エリア）利用規約

1. 利用条件

- 利用者は、予め利用登録申請を行い、管理者から登録証の交付を受けていること。
- 登録する犬は、飼犬登録と過去1年以内に狂犬病予防注射が済んでいること。ただし、犬の健康上の理由などにより、注射を受けることが困難な場合には、獣医師が発行した「狂犬病予防注射猶予証明書」でも登録可能です。
- 利用者は登録する犬に最低限のしつけをしておくこと。
- 利用申請者は18歳以上で、利用者は利用申請者本人か18歳以上の家族であること。
- 利用者は本規約に同意し、違反した場合は登録抹消及び利用禁止となること。

2. 利用登録手続き

- 利用者は、利用前に過去1年以内の狂犬病予防注射済証明（写真不可）と利用者の身分証を提示のうえ、利用登録同意書に記入し、以下項目の犬のしつけ状況を自己申告してください。
 - ①成犬後、犬同士のケンカで他の犬にケガをさせたことがある
 - ②基本的な動作の「待て」と「呼んだら来る」が両方ともできない
- ①または②のうち、1つでもあてはまる項目がある場合：黄色の登録証を交付
→有料・貸切のプライベートエリアのみ利用可
- あてはまる項目がない場合：青色の登録証を交付→利用無料の通常エリアを利用可
- 毎年度の登録更新が必要ですので、狂犬病予防注射を受けたら更新手続きをしてください。

3. 利用方法と決まり

- 乳幼児（0～6歳）は、全エリア入場できません。
- 小学生は、小型犬エリアのみ利用できます。
- ドッグランへの入場は、利用者一人につき2頭までとします。
- 18歳未満の人は、登録者または18歳以上の家族と同伴で入場してください。
- 登録証は利用者が常に首からさげ、管理者及び他の利用者から見えるようにしてください。
登録証不携帯の人は利用できません。
- 登録証を忘れた場合は、受付で当該年度の登録を確認できれば、仮登録証をお貸しします。
- 利用エリアは守ってください。体重と体高によって「小型犬エリア（体重10kg未満かつ体高40cm未満）」、「中型・大型犬エリア（体重10kg以上または体高40cm以上）」に分かれています。
- おもちゃの扱いには十分注意し（使用NGゾーンでは犬から見えないように袋に入れて持ち運ぶ等）、決められたエリアでのみ使用してください。
- 利用者は必ずリードをつけたまま犬と一緒に入場し、ドッグラン内でも常に飼い犬から目を離さないでください。犬をドッグランに慣れさせ、落ち着かせてから、リードをはなすようにしてください。
- ドッグランの外ですでに興奮状態になっている犬は、犬が落ち着くまで入場しないでください。
- 利用者は犬をドッグランに残したままエリアの外に出ないでください。

- 吠え続ける等、犬が興奮状態になった場合はリードをつけ退場してください。
- マウンティングやにらみ合い等のケンカに発展しそうな行為は、飼い主が制御してください。
制御しない・制御できない飼い主は、有料・貸切のプライベートエリアを利用してください。
- 首輪または胴輪は常に装着し、万が一の時に犬を制御できるようにしておいてください。
- 犬を制御できない飼い主は、ドッグランの利用はできません。
- 犬にも相性があります。相性の悪い犬がいる時は入場しない、苦手な犬が入場してきた時は一旦ドッグランから出る等、トラブルに発展しないための予防策を講じてください。
- ドッグラン入場時は、出入口扉脇の箱の中にある「ドッグラン入場記録」に登録 No. や時間等を記入してください。
- 入退場時は必ず出入口の扉を閉め、出入口では退場を優先して1頭ずつ通過してください。
- 犬の排泄物やゴミは飼い主が必ず持ち帰ってください。また、飼い犬の排泄行為に気づかない利用者がいたら教えてあげてください。公園内のトイレで流すなどの行為は禁止です。
- 尿をしたところは水をかけてください。(水と容器は利用者が用意してください)
- 犬が掘った穴は飼い主が埋め戻してください。(土を均す道具はドッグラン内にあります)
- ドッグランのネットを破損した場合は、飼い主の責任で補修してください。(中型・大型犬おもちゃ使用 NG ゾーン入口付近と中型・大型犬おもちゃ使用 OK ゾーン入口付近に補修キットがあります)
- 24 時間利用可能ですが、夜間は照明がないため暗所となります。排泄物やゴミの放置がないかの確認、足元等には十分注意して利用してください。

4. 禁止事項

- 全エリアの乳幼児(0~6歳)の入場を禁止します(抱っこ・おんぶ等での入場も禁止)。
- 中型・大型犬エリア、フリーエリア、おもいやりエリアの小学生以下の入場を禁止します。
- 噛み癖のある犬、飼い主がコントロールできない犬、発情期のメス犬、病気の犬(感染症、皮膚病、その疑いがある犬)、攻撃的な犬、恐怖感を与える犬、他の犬や人に危害を加えた犬は利用を禁止します。それらの犬は有料・貸切のプライベートエリアを利用してください。
- 利用エリアを守らない(小型犬と中型・大型犬エリアの両方を利用している)利用者は、直ちに登録を抹消します。(利用者・飼い犬ともに)
- 登録証を首からさげていない利用者は1回目で厳重注意、2回目で登録を抹消します。(利用者・飼い犬ともに)
- 犬や人間の食べ物の持ち込みは禁止です。(犬のおやつやご褒美を含む)
- 犬や人間の飲み物の持ち込みは禁止です。(水とお茶を除く)
- ドッグラン内は禁煙・火気厳禁です。喫煙の際は、管理事務所脇の喫煙所をご利用ください。
- 犬を連れていない人、犬以外のペットを連れての入場は禁止します。
- 傘、折りたたみ椅子、レジャーシート、ペットキャリーの持ち込みは禁止します。
- ドッグラン内ではロングリード・伸縮リードの使用は禁止します。(2m以上のリードは禁止)
- 犬の運動道具の持ち込み・設置を禁止します。
- 決められたエリア以外での犬のおもちゃの使用は禁止します。

- 競技（スポーツ）を目的とした練習等は禁止します。
- 園内での犬のシャンプーやブラッシング等は禁止します。
- ドッグラン内での犬のしつけ教室等の営利、営業目的の利用は禁止します。（参加者は登録抹消）

5. 事故の対応

- 施設利用により生じた如何なる事故・怪我・病気・その他のトラブルは自己責任とし、管理事務所は一切の責任を負いません。直接、当事者で解決してください。
- 事故（人・犬）が起きた場合は、危害を与えた側の犬は登録を抹消しますので、必ず速やかに管理事務所に報告してください。
- 利用者は、飼い犬が人に危害を与えた場合は「加害届」を、他の犬から危害を加えられた場合は「被害届」を管轄する保健所に届け出てください。

6. その他

- 植物管理や施設管理の実施、積雪状況等によっては、予告なく利用を制限する場合があります。
- 管理事務所の指示に従わない場合、その他、管理事務所が管理上、支障があると判断した場合は、利用を断ることがあります。
- 本規約を守らない場合、その他迷惑行為があった場合は、登録を抹消し、登録証も没収します。
- ドッグラン以外では必ずリードをつけてください。新潟県の条例違反行為として罰せられます。
- 万が一に備え、ペット賠償責任特約等の保険の加入を検討してください。飼い犬が「他人に噛みついてケガをさせる」等、飼い主が多額の損害賠償責任を負う可能性があります。保険会社によって補償内容や補償限度額は異なりますので、条件にあった保険会社をお探してください。
- ドッグランで撮影した犬の写真等、当緑地のホームページ等の SNS で掲載することがありますので、予めご了承ください。人物については、無断で掲載することはありません。
- 本規約は予告なく改訂する場合があります。
- 有料・貸切のプライベートエリアについては、本規約は適用しません。